

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年12月2日

徳島市監査委員	稲井	博
同	藤原	晃
同	須見	矩明
同	中西	裕一

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

都市整備部 都市政策課、まちづくり推進課、地域交通課、建築指導課、公共建築課、住宅課、公園緑地課、とくしま動物園、広域道整備課

2 対象期間等

平成31年4月1日から令和元年8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和元年9月13日から11月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

都市整備部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 納入通知書に納入期限が設定されていないものがあった。
- (2) 動物園入園料及び駐車場使用料の徴収事務委託について、告示が行われていない期間があった。

2 支出事務

- (1) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。

3 契約事務

- (1) 決裁権者が適正でないものがあった。
- (2) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

4 財産管理事務

- (1) 公有財産台帳（副本）と公有財産異動状況報告書の整合性がないものがあった。

5 その他

- (1) 出勤簿に押印のないものがあった。